

第105回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和4年3月15日（火）10:00～11:45
- ・ 場 所 横須賀市本庁舎3号館正庁（5階）
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 菊池委員 篠原委員
- ・ 事務局 総務部総務課 藤井係長 守本
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

本審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムを利用する方法により行い、本審議会の長及び事務局が委員間で映像と音声即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

2 議 題

（1）諮問事項

- ア 防災カメラの導入に係る個人情報の本人外収集について（市民部危機管理課）
- イ 救急活動事務に係る個人情報のオンライン結合による提供について（消防局救急課）

（2）報告事項

- ア 国保データベース（KDB）システムにおける国民健康保険データに関するオンライン結合による情報の提供について（民生局福祉部健康長寿課）
- イ 令和3年度個人情報収集事務及び外部委託の状況について（総務部総務課）

3 審議事項

諮問事項

- ア 防災カメラの導入に係る個人情報の本人外収集について（市民部危機管理課）

（説明要旨）

横須賀市防災カメラ管理運用要領に基づき、激甚化する災害に備えるため、災害監視カメラの設置、ウェアラブルカメラ及びドローンの導入により、効果的・効率的な防災対策を行うこととなった。

一つ目の災害監視カメラは市内の全域に定点設置し、過去に市内において冠水、越波などの水害があった場所の災害情報を収集するものである。さらに、このカメラによる河川水位監視映像や大雪による道路監視映像を、災害が起きそうな段階で市民にSNS等で公開をすることを検討している。

二つ目のウェアラブルカメラは災害現場などに携行し、現場の状況をリアルタイムで災害対策本部などと共有することで、現場職員及び協力事業者への連絡及び指示を迅速に行うためのものである。

三つ目に、気象状況に左右されにくい機能を有するドローンを導入し、上空からの状況を把握し、災害現場から中継システムにより消防指令センターで映像を確認することを可能として、迅速な災害対応につなげるものである。

所管課における安全管理措置については、市民部危機管理課長を個人情報管理責任者に指定し、防災カメラの管理運用を適切に行う。また、災害監視カメラ、ウェアラブルカメラの映像データはクラウドに保存し、パスワードにより保護する。ドローンの映像データは電磁的記録媒体に保存する。それぞれのデータについて、保管期間が過ぎたら消去する。

災害監視カメラの画像については、設置位置や画質等を調整し個人が識別できないようにする予定であるが、ウェアラブルカメラ、ドローンのカメラには、一般の通行人等が録画されることが想定され、個人情報保護条例第8条第1項に規定される個人情報の本人外収集に該当すると考えられるため、同条第2項に基づく本人の通知の省略と併せて本審議会に意見を求めるものである。

(委員) カメラデータの保管期間は30日間となっているが、この期間は一般的なもののなか。また、期間の理由、根拠などはあるか。

(実施機関) システム契約上、30日間となっている。これ以上長期であると、映像を保存するクラウドサーバーの容量に負荷がかかってしまうためである。

(委員) 要領に記載の映像データの安全管理について、原則として保管期間は30日間で消去するというになっているが、ただし書の「管理責任者が必要と認めるとき」とはどういった場合を想定しているか。

(実施機関) 実際の災害が起きている状況の映像を職員の研修や市民に対する防災対策講和で活用することを想定している。当然、個人が識別できない映像に限るが、

実際の映像を見ることで危険性の理解や意識の向上に対する効果は高いと考える。

(委員) 災害監視カメラで撮影した情報をどのように運用するのか。また、ウェアラブルカメラとドローンはどのような状況で使用されるのか。

(実施機関) ウェアラブルカメラとドローンについては、基本的に災害が起きている現場で使用する。ウェアラブルカメラは現場の職員が撮影した映像を本庁舎にいる管理監督の立場にある職員が見た上での対応の判断や、事業者への災害対応依頼をするために使用することを想定している。ドローンは消防局が自然災害だけではなく、火災現場等の現場活動で使用することを想定をしている。

(委員長) カメラの映像データを職員研修、市民啓発に活用することについて要領に例示として書き込んでもよいのではないか。データの保存は契約上、30日間とのことだが、期間終了後にデータを移管し保存するのか。

(実施機関) 要領への記載はおっしゃるとおりであると考えている。また、データについては移管して活用することを想定している。

(委員) 災害監視カメラは個人情報に当たらない解像度で記録することのことだが、解像度を落としたデータで意味はあるのか。また、ウェアラブルやドローンのカメラに個人が識別できるような状態で映ったデータをどの時点で識別できないように加工をするのか。

(実施機関) 解像度については、極端にぼやけた画像では意味がない。そのため、例えば、海岸に設置したカメラは基本的には海の様子を映すものになるが、海岸線の砂浜の部分は少しぼやかし、海側はクリアなままにするなど、場所によってクリアな部分とぼやけた部分が1つの絵面となるようなイメージである。

(委員) これらのカメラの画像について、リアルタイムで配信されるのか。災害時に必要なのは、リアルタイムの状況をリアルタイムで見られることだと考えるが、映像データの管理はどうなるのか。

(実施機関) 災害監視カメラの映像については、リアルタイムで公開するため、市の職員のほかに市民も見られる。ウェアラブルカメラとドローンの映像については、閲覧できるのは市の職員だけであり、基本的には公開はしない。

(委員) 先述の、事業者に災害対応依頼するための情報として使用するというのは事業者が画像を見るということではないのか。

- (実施機関) 画像を見せて依頼をするのではなく、画像を見た管理監督的な立場にいる職員が市の職員だけでは対応できないと判断し、電話等で事業者に現場での災害対応を依頼するということになる。
- (委員) 端末も含めたこれらのカメラの管理者は誰になるのか。
- (実施機関) 災害監視カメラ及びウェアラブルカメラの管理は危機管理課となる。ドローンの管理、運用については消防局の警防課となる。
- (委員) 災害が発生した際に、市から消防局にドローンを飛ばすよう要請できるのか。
- (実施機関) もちろん可能である。
- (委員) それであれば、危機管理課で災害情報を一括して把握するためにドローンを飛ばして情報を収集するという事ではないのか。
- (実施機関) 災害時には市民からの災害通報が多いため、消防に情報が集まる。危機管理課は市全体の防災対策を所管しており、消防局からの情報だけでなく土木部やみなと振興部など、様々な部署からの情報を把握したうえでどこが一番ドローンを使った画像を見るべきかという判断をすることはあると考える。
- (委員) 例えば危機管理室のような場所で、これらのカメラ映像を映せるのか。
- (実施機関) 可能である。
- (委員) 危機管理課を通さず消防局が通常の業務でドローンを使用することは可能か。
- (実施機関) 可能である。
- (委員) 危機管理課の要請によるものと、消防局が通常業務で使用した場合の情報の取扱いに違いはあるのか。
- (実施機関) 個人情報に関しては共通のものとなる。
- (委員) 情報管理の責任者は消防局になるのか。
- (実施機関) ドローンの運用管理上は消防局である。
- (委員) 取得された情報についてはどうか。
- (実施機関) それについては危機管理課でみるつもりである。基本的には、市全体の情報管理のルールがあり、それに沿った形で両者が運用するものと認識している。
- (委員) 災害対策本部室から指令を発出する際にリアルタイムでの映像のシェアをするということは、個人情報についてはほとんど加工なしで流れるという認識でよいか。
- (実施機関) ドローンもしくはウェアラブルカメラの情報については、おっしゃるとおり

である。

(委員) それであれば災害監視カメラだけは解像度が異なるので別に扱うこととし、災害時対応という速報性を重視して、事業者等とも共有するというのを要領に記載したほうがよいのではないかと。また、本人外収集する個人情報としてはウェアラブルカメラとドローンの画像となるので、それらが職員研修や市民啓発の機会にも利用される際にはその画像には加工が入ることについても要領に記載したほうが丁寧である。

(委員) 要領を修正するとともに、使用細則をつけるべきではないかと。どのような場合にデータを別に保存するのか、ウェアラブルカメラやドローンをどのようなときに緊急で使用するかなどについては、要領ではなく、細則を別添し参照するとすべきではないかと。

(委員) どの段階で個人情報が特定できないような状態にするのかという点がクリアになるとよいので、これまでの指摘を踏まえ、修正等していただきたい。

(実施機関) いただいたご提案のとおり対応したい。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については了承するという事でよろしいかと。

(各委員) (了承)

諮問事項

イ 救急活動事務に係る個人情報のオンライン結合による提供について(消防局救急課)

(説明要旨)

横須賀市消防局では、令和3年度2万2,165名の救急患者を搬送している。現在は、搬送者に対して、医療機関の搬送承諾を得るために、電話による音声プレゼンテーションのみで収容依頼をしているが、今回TXPメディカル社(以下、TXP社)の救急隊アプリというものを使用した実証実験に参加することとなった。これは、現場等の画像や救急隊の行った観察結果をスマートフォンやタブレットを使用して医療機関側のタブレット等と情報共有することの有効性について検証するものである。全国の複数の救急本部が導入しており、傷病者情報及び現

場情報を医療機関にデータとして送ることで、患者に対して救急車到着前から治療準備が行え、早期に高度治療の実施が可能となっているとの評価がある。本市においては、実証実験を経た後、本格導入について検討する。

現在、救急医療支援システムというリアルタイムによる映像伝送を行っているが、これは救急車内の映像に限ったものであり、このアプリでは現場の写真や観察結果などがテキストデータ、画像OCRデータで医療機関と共有できることにより、より精度の高い情報提供が可能となる。さらに、車両端末にテキストデータが一時保管されるため、将来的に救急事務処理システムとの連携も可能となる。車両端末のデータは、案件が終了しサーバーに送られた時点で即時消滅する。

使用する端末は紛失、盗難のないよう、消防署内では施錠可能な場所に保管する。救急車内での使用が基本となるが、車外へ持ち出す場合はストラップ等を使用し、紛失防止に努めるほか、IDとパスワード認証でセキュリティー保護に努めるなど、安全管理措置を講じる。

また、アプリのサーバー内に保存された氏名等の個人を特定できる情報は、48時間後に削除される。端末内のデータも、即時に削除されているため、48時間後は個人情報のダウンロードができなくなる。

オンライン結合により提供する保有個人情報については、TXP社製の救急隊アプリ実証実験に参加いただける医療機関宛てのみへの情報提供となる。提供する内容は、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、救急隊の行った観察データ、必要により画像を送信する。

新たなシステムによる医療機関との個人情報の共有であり、横須賀市個人情報保護条例第12条第2項に規定するオンライン結合に該当すると思われるため、同項の規定に基づき本審議会に意見を求めるものである。

(委員) 救急患者であっても、意識のない患者と、未成年の患者を対象としているという理解でよいか。つまり、本人の意識がはっきりしていれば、同意を得れば問題にならないのではないか。

(実施機関) 意識のない患者、未成年の患者を含む全ての患者の情報を送信することになるので、あえて諮問のお願いをした次第である。

(委員) その旨記載したほうが良いのでは。

(実施機関) そのようにする。

- (委員) 通常の救急業務において、本人同意の手続はどのように行っているか。
- (実施機関) 現場活動では医療機関に伝える旨は了承を取っている場合が多い。また、病院側に伝えるので、内容に間違いはないかという確認は取るようにしている。
- (委員長) 今回は画像などを撮影するということか。通常は口頭での連絡が、このシステムを使えば、例えば免許証や薬の画像を医療機関に送れるなど、付加部分があるということか。
- (実施機関) そのとおりである。免許証等の写真を撮ることで、手入力、音声入力が省け、そのままデータとしてタブレットに入力され、記載される。お薬手帳にも同じことが言える。
- (委員) 例えば、交通事故現場などで本人から聞き取れないような状況があったときに非常に有効だというのは理解できる。これに対して、自宅から搬送の場合で同乗者がいる場合には、同乗者から情報収集が可能であると思うが、さらに有効、客観的な情報を収集するという理解でよいか。
- (実施機関) 救急業務の中でも、観察票に記載して医療機関側に提供するが、病院到着後になる。このアプリでは事前に提供ができるという趣旨である。
- (委員) 資料では既に8市が導入し、新たに4月からは3市が導入するとあるが、その中に本市も含まれているのか。導入済の自治体において、個人情報保護上も特に問題ないということを確認されているのか。
- (実施機関) 導入している自治体に審議会等での諮問について確認したところ、どの自治体もきちんと手続きをとっていた。審議会において、タブレットやID、パスワードなどしっかり管理するよう指導を受けたとのことであった。
- (委員) 資料に「車両端末にテキストデータが一時保管されることから将来的に救急事務処理システムとの連携も可能」とあるが、一時保存は48時間なのか。
- (実施機関) 車両端末にあっては事案終了し、サーバーに送信した時点で全て消滅するが48時間以内であれば、ID・パスを使用し、サーバー等を再結合することでダウンロードできる。サーバー側の個人情報は48時間保存で、その後は消滅し、それ以降はその事案の状況や観察結果のみがデータとして残る。
- (委員) 将来的に行われる救急事務処理システムとの連携にはどのようなメリットがあるのか。
- (実施機関) 救急事務処理システムは、主に報告書の作成に使用する事務処理システムで、

事案終了ごとに手入力していたが、48時間以内にデータがタブレットに読み込めていれば、タブレットと事務処理システムとの連携で、タブレット内の情報が事務処理システムに自動転記されることとなる。

(委員) 事務処理の簡素化につながるということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) AIによるデータ活用で延命措置に生かすなどの研究はされているのか。

(実施機関) 各市町村で救急統計事務を執っており、国がある程度必要なデータを活用していると思う。

(委員) 今回のデータは消防局で管理されている情報とは全く別のものとして、48時間で全て削除されるということか。

(実施機関) 今回の実証実験では事務処理システムまで連携はしないが、タブレットの情報から救急活動記録票というものを新たに作成するので、消防局にも紙ベースの報告書が残ることとなる。

(委員) 事後的に自分の情報を開示したいとなると、誰がどのような情報をどのように保管しているかは気になるところだ。データは医療機関には残るのか。

(実施機関) 医療機関側では救急隊のタブレットの画面が写真として見られるが、タブレットを操作することは不可能である。個人情報の保管としては、TXP社のサーバーのほか、救急課で持っている事務処理システムに蓄積されており、開示に関しては救急課で対応する。

(委員) 二度手間などの懸念はないか。

(実施機関) サーバーへの登録は自動のため、特に作業が増えた感覚はない。

(委員) 今回取得したサーバーの情報を、消防局で管理するシステムに移動させるとなると、データの二次利用となりかねないのではないか。本来的には、一元化したシステムとしてあるべきと思うが、今回はあくまでも試行段階とのことであるので、将来的に検討すべきでは。

(実施機関) 一元化を目指したいが、TXP社と事務処理システムとの連携の確立ができていない。まずはアプリの有効性について実証実験を行い、その後、事務処理システムとの連携が可能となった際にはシステム一元化も考えていきたい。

(委員) 免許証などの個人情報部分に網かけをすることは可能か。

(実施機関) 氏名等を伏せてデータ送信をすることは可能だが、後ほど手入力でデータを

完成することにもなるため、当初から全てのデータ送信したいと考えている。

(委員) 簡便であることは理解するが、消防局から救急隊が出動し、日時が特定され、この時間帯に動いた車両はこれだとわかれば、その点から患者にかかる情報の検証も後ほどでき、その時点で個人情報などを送る必要もないということはないか。

(実施機関) 医療機関の受け入れに当たっては氏名等が必要となる。

(委員) 資料にはメッセージアプリ連携で院内関係者に同時通知ができるとなっているが、その場合のプラットフォームがシステム側が固有に立ち上げたものではなくLINE Works、JOIN等を使用することのリスクはないか。

(委員) TXP社からは問題ないと聞いている。

(委員) 救急搬送するときのデータは、救急搬送可能な医療機関に一斉に送付されるのか。それとも特定の医療機関だけに送付されるのか。

(実施機関) いただいたご提案のとおり対応したい。

(委員) 救急搬送するときのデータは、救急搬送可能な医療機関に一斉に送付されるのか。それとも特定の医療機関だけに送付されるのか。

(実施機関) 特定の医療機関だけである。

(委員) 医療機関への搬送承諾を電話でとる際に患者の状況が分からなければ、受入れの判断ができないから、ある程度の情報提供を行うということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 過大な情報も含まれている可能性があるため、確認が必要である。

(実施機関) 承知した。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については了承するという事によろしいか。

(各委員) (了承)

・報告事項

ア 国保データベース(KDB)システムにおける国民健康保険データに関するオンライン結合による情報の提供について(民生局福祉部健康長寿課)

(説明要旨)

令和3年2月25日に開催の本審議会で報告済みの案件の追加報告である。医療データに加え、健診及び介護データを提供することによって、健診・医療・介護相互の関連性についての分析を可能とし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をより推進するため、資料3-1に記載のデータについて追加する。本件は、法令等の定めに基づくオンライン結合による保有個人情報の提供内容の変更に当たることから、本審議会に報告するものである。

(委員) 前回承認した医療データについては順調に稼働しているのか。今回、健診及び介護データを追加することで、別の担当も関わると思われるが、個人情報保護の観点での連携も十分に対策がなされるか。

(実施機関) データの収集は順調に進んでおり、それを活用し令和4年度から一体的実施の事業を実際に開始していく予定である。現在は健康長寿課が主にKDBデータを取り扱っているが、令和4年度から健康管理支援課という新たな課となり、健康づくり課とも一緒の課になるため、より一層効率的でまとまった対応ができると考えている。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、報告を受けたものとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

・報告事項

イ 令和3年度個人情報収集事務及び外部委託の状況について (総務部総務課)

(説明要旨)

本件は、横須賀市個人情報保護条例第14条の2第2項等の規定により報告するものである。

令和3年4月1日現在の届出状況は、個人情報収集事務登録件数が1,214件、個人情報ファイル等の届出件数が3,514件、個人情報取扱事務委託件数が272件であった。

(委員) 家計改善支援事業業務委託という名称の事業は、受託者名に個人名の記載が

ある。個人情報等は、家計改善支援ファイルとあるが、この方々はこういった方々か把握しているか。

(実施機関) 把握していない。

(委員) 個人情報取扱事務委託登録一覧の受託者が未定とは、現時点で請け負う事業者が決まっていないということか。

(実施機関) 全庁に照会をかけて各課から委託登録票が出てくるが、その段階では恐らく業者の切替え時期等の関係で、提出時点で未定だったということだと思う。

(委員) 期日前・不在者投票事務について、事業者に情報の提供はしないが、必要に応じて選挙人名簿データにアクセスする可能性があるというのはどういうことか。

(実施機関) 受託者が期日前投票システムの管理、運用支援を実施しており、保有個人情報を直接提供するものではないが、システムを運用管理しているので、当然アクセスはできるということである。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、報告を受けたものとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

4 その他

次回審議会は、令和4年6月20日(月)午前10時から開催する。

また、事務局から、今般個人情報保護法の改正があり、令和5年春からは個人情報保護法の規定が地方自治体にも直接適用され、個人情報保護制度の枠組みが大きく変わることとなる。具体的には、現在の横須賀市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法の施行条例を制定する。次回の審議会ではそのことについてもご審議をいただく予定である旨伝えた。

5 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時45分に会議の閉会を宣した。